証券コード　9853
2021年６月10日

株　主　各　位

東京都中野区中央４丁目60番３号
**株式会社　銀座ルノアール**
代表取締役社長　　小　宮　山　　誠

# 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。
　さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　　2021年６月25日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

２．場　　所　　東京都中野区中野４丁目１番１号
中野サンプラザ　13階コスモルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
**報告事項**　第58期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　剰余金の処分の件
**第３号議案**　補欠監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.ginza-renoir.co.jp）に掲載させていただきます。

**●株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布及び総会後の懇談会を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主の皆様へのお願い】

◆株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調に十分ご留意の上、ご来場について慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

◆ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方は、株主総会へのご来場について、特に慎重なご判断をお願いいたします。

◆ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、書面による事前行使をご利用ください。

◆会場にご来場の株主さまにおかれましては、マスク着用をお願いいたします。

【当日の株主総会運営について】

◆会場入口にアルコール消毒液を設置させていただきます。

◆議長をはじめ役員と株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

◆株主総会の議事進行は、円滑かつ効率的に執り行うことに努め、短時間で行う予定でおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆株主さま同士の座席の間隔を可能な限り空けてご着席いただくため、座席数を減らしております。状況によりお席をご用意できない場合がございます。

◆受付時に株主さまに非接触型体温計で検温させていただく予定です。
なお、発熱が確認された場合には入場をお断りさせていただきます。

◆開会後におきましても、体調がすぐれないようにお見受けされる方におかれましては、運営スタッフからお声掛けさせていただく場合や、ご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、適宜、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ginza-renoir.co.jp）にてお知らせいたします。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

## １．企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年発生した新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなか、各種感染拡大防止措置により経済活動抑制が長期化しており、景気の先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する喫茶業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛や営業時間の短縮要請、また、テレワーク等の働き方の変化による来店客数の減少により、依然として厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、お客様や従業員の安心安全を考慮し、衛生管理の徹底とソーシャルディスタンスの推進等の感染防止への取り組みを引き続き実施してまいりました。また、外食から中食への需要シフトに伴うテイクアウトの実施、人員配置の効率化等、各種経費削減にも努めてまいりました。

今後も、更にお客様に求められる価値観を提供し続けることが出来るよう、より高品質の商品やホスピタリティあふれるサービスの提供に努めてまいります。

店舗数につきましては、2020年７月池袋西口店、2021年３月新橋日比谷口店、新横浜駅前店を新規オープンし、2020年６月カフェ・ルノアール日本橋三越前店を業態変更し、日本橋三越前店として、10月BLENZCOFFEE青山花茂店を業態変更し、青山花茂店としてオープンいたしました。また、不採算店舗等を18店舗閉店いたしましたので、102店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,173百万円（前期比3,871百万円減）、営業損失は1,960百万円（前期は414百万円の営業利益）、経常損失は1,927百万円（前期は447百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,368百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益51百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、510百万円であります。主なものは、新規出店及び既存店の改装の設備投資であります。

③資金調達の状況

新型コロナウイルス感染症拡大とその影響の長期化に備えることを目的として手元資金の充実を図るため、金融機関から短期借入により1,720百万円の資金調達を行いました。

### (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第　55　期<br>2017年度 | 第　56　期<br>2018年度 | 第　57　期<br>2019年度 | 第58期(当期)<br>2020年度 |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高(百万円) | 7,753 | 7,968 | 8,045 | 4,173 |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円) | 365 | 505 | 447 | △1,927 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | 163 | 122 | 51 | △2,368 |
| １株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円) | 26.79 | 20.00 | 8.36 | △387.70 |
| 総　　資　　産(百万円) | 6,860 | 6,738 | 6,867 | 6,057 |
| 純　　資　　産(百万円) | 5,715 | 5,753 | 5,698 | 3,275 |
| １株当たり純資産　(円) | 930.28 | 935.11 | 925.12 | 529.22 |

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 議決権比率 | 主　要　な　業　務　内　容 |
|---|---|---|---|
| ㈲銀座ルノアール | 千円<br>12,000 | %<br>50.0 | 喫　茶　店　の　経　営 |

(注) ㈱ビーアンドエムにつきましては、当連結会計年度中に清算結了したため、重要な子会社から除外いたしました。

### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛要請により外食を控える状況が続いていることや、緊急事態宣言を受けての店舗の休業・営業時間の短縮などもあり、事業環境は極めて厳しくなると予測しております。

この感染症の収束時期によって、業績に与える影響が大きく変動するため、適正かつ合理的な業績予想の算出が現時点で見通すことが困難であると判断いたしました。

2022年３月期の業績予想は未定とさせていただき、業績への影響が合理的に予測可能となった時点で、速やかに公表いたします。

当社グループといたしましては、このような状況の中でも「銀座ルノアール」の価値観を認識していただくために、お客様の視点に立った店舗づくりに力を入れていく為、今まで同様以下の課題に取り組んでまいります。

①お客様の満足度向上のための「ホスピタリティサービスの充実」「商品開発」への取組

②新規出店への取組

③FC事業への取組

④不採算店舗の見直し・撤退を徹底し、利益構造改革への取組

⑤人材の活性化を推進し、これからの当社グループを担う人材教育への取組

**(5) 主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

①飲食店の経営

②前号に付帯する一切の業務

**(6) 主要な店舗等**（2021年３月31日現在）

本社：東京都中野区中央４丁目60番３号

| | |
|---|---|
| 店舗：喫茶室ルノアール | 79 店舗 |
| ニューヨーカーズ・カフェ | 5 店舗 |
| カフェ・ミヤマ | 4 店舗 |
| カフェ・ルノアール | 8 店舗 |
| ミヤマ珈琲 | 5 店舗 |
| 瑠之亜珈琲 | 1 店舗 |
| 合計 | 102 店舗 |

店舗の地域別出店状況

東京都 89店舗　　神奈川県 10店舗　　埼玉県 3店舗

**(7) 使用人の状況**（2021年３月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 199名<br>(1,451名) | 4名減<br>(464名減) |

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．使用人数が前期末と比べて468名減少しておりますが、その主な理由は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業績悪化によるものであります。

**(8) 主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 600,000千円 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 600,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 600,000千円 |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## ２．会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

①発行可能株式総数　20,000,000株
②発行済株式の総数　6,252,004株
③株主数　3,645名
④大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 有限会社オーギュスト | 1,331千株 | 21.8% |
| 株式会社花見煎餅 | 1,168 | 19.1 |
| キーコーヒー株式会社 | 754 | 12.3 |
| 塩井賢一 | 500 | 8.2 |
| 小宮山誠 | 167 | 2.8 |
| 小宮山文美 | 140 | 2.3 |
| 猪狩安往 | 81 | 1.3 |
| 株式会社三井住友銀行 | 63 | 1.0 |
| 日本生命保険相互会社 | 40 | 0.7 |
| 大木透 | 34 | 0.6 |

(注)1. 当社は、自己株式143千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況　(2021年３月31日現在)

| | | 第4回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2016年７月14日 |
| 新株予約権の数 | | 610個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　61,000株 |
| 新株予約権の発行価格 | | 無償 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり86,400円<br>(1株当たり864円) |
| 新株予約権の行使期間 | | 2018年８月１日から<br>2023年７月31日まで |
| 役員の保有状況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数　180個<br>目的となる株式の数　18,000株<br>保有者数　3名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　40個<br>目的となる株式の数　4,000株<br>保有者数　1名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　40個<br>目的となる株式の数　4,000株<br>保有者数　1名 |

②当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 小宮山　誠 | ㈲銀座ルノアール<br>代表取締役社長<br>㈱花見煎餅<br>代表取締役社長 |
| 取締役副社長 | 猪狩安往 | 経営戦略室長 |
| 取締役 | 岡崎裕成 | 管理本部長<br>㈲銀座ルノアール<br>取締役 |
| 取締役 | 高野好隆 | 営業本部長 |
| 取締役 | 小澤信宏 | キーコーヒー㈱<br>取締役専務執行役員営業統括<br>㈱イタリアントマト<br>代表取締役社長兼ＣＥＯ |
| 常勤監査役 | 工藤俊朗 | |
| 監査役 | 中谷ゆかり | 弁護士<br>大高法律事務所 |
| 監査役 | 荒　剛史 | ㈱アイオイ・システム<br>常勤監査役 |

(注)1. 取締役小澤信宏氏は社外取締役であります。

2. 監査役中谷ゆかり及び監査役荒剛史の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役中谷ゆかり氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から監査役としての職務を適切に遂行しております。

4. 監査役荒剛史氏は、企業経営者、また他社の監査役としての豊富な経験と知見を有し、主に企業統治の観点から監査役としての職務を適切に遂行しております。

5. 取締役遠藤芳子氏は2020年６月26日任期満了により退任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③取締役及び監査役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 98<br>(0) | 98<br>(0) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | 6名<br>(1) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 13<br>(3) | 13<br>(3) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | 3<br>(2) |
| 合　　計 | 112 | 112 | ― | ― | 9 |

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年６月26日開催の第57回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役１名　　５百万円

なお、この金額には過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額を含めておりません。

3. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第53回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、監査役の報酬限度額は、1989年６月29日開催の第26回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。

4. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

a.【基本方針】

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」、「退職慰労金」で構成され、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位や職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、株主総会で決議された役員報酬額の総額の範囲内とする。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b.【基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)】

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、各役位の最終月額報酬に各役位の在任年数と各役位の役位係数を乗じた額を基本とする。

c.【業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針(報酬等を与えるまたは条件の決定に関する方針を含む。)】

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、中・長期計画等の実績に整合するよう個別に策定し、報酬等を与える時期、条件等を決定する。

d.【金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額についての取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針】

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。委任を受けた代表取締役社長は内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e.【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、管理監督する。

尚、株式報酬は、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議する。

## ④社外役員に関する事項

a. 取締役の状況

イ. 重要な兼職先と当社との関係

・取締役小澤信宏氏は、キーコーヒー株式会社の取締役専務執行役員及び株式会社イタリアントマト代表取締役であります。キーコーヒー株式会社は、当社の主要株主であり、特定関係事業者（主要な取引先）であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役小澤信宏氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された取締役会に13回（100%）出席しております。

b. 監査役の状況

イ. 重要な兼職先と当社との関係

・監査役中谷ゆかり氏は、大高法律事務所に所属する弁護士であります。なお、当社と大高法律事務所との間に取引関係はありません。

・監査役荒剛史氏は、㈱アイオイ・システムの常勤監査役であります。なお、当社と㈱アイオイ・システムとの間に取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

監査役中谷ゆかり氏は、社外監査役就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。

当事業年度に開催された取締役会に12回（92%）・監査役会に12回（92%）出席しております。

監査役荒剛史氏は、社外監査役就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務をはたしております。

当事業年度に開催された取締役会に13回（100%）・監査役会に13回（100%）出席しております。

### (4) 会計監査人の状況

①名称　　EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 20百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

## ３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社グループの業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。

b. 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べることができることとする。

c. 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、企業行動規範・行動指針を制定して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。

d. コンプライアンス委員会を設置し担当取締役を任命し、委員会を所管せしめ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関として、コンプライアンス体制を確立するため、各担当部署固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

e. 各担当部署責任者及び取締役並びに監査役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告することとする。このほかに、コンプライアンスホットラインを設け、情報の確保に努める。報告・通報を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちにコンプライアンス委員会に付議し審議を求めると共に、取締役会、監査役会に報告する。

f. コンプライアンス委員会及び監査役は、日頃から連携の上、会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

g. コンプライアンス担当取締役、監査役会、監査法人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、定期的にコンプライアンス委員会にその結果を報告する。
h. 社員の法令・定款違反行為についてはコンプライアンス委員会から懲罰会議へ処分を求め、役員の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会が取締役会に具体的に処分を答申する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程については監査役会の承認を得るものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. リスク管理を体系的に定める危機管理規程を制定しており、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視することとする。会社のリスクに関する統括責任者として危機管理対策本部長を選任し、総務部が補佐する。
b. 危機管理対策本部長は、危機管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
c. 内部監査室は総務部と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、結果については適宜、取締役会及び監査役会に報告するものとする。
d. 危機管理対策本部は定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューすると共に、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性に関するレビューを行う。
e. 会社に発生したリスクを新たに発見した従業員が直接対策本部長へ連絡する制度を設ける。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役、社員が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図ると共にこの目標に基づく当社グループの中長期計画及び各事業年度計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。

b. 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

c. ＩＴを積極的に活用したシステムにより迅速に月次管理会計としてデータ化し、毎月担当取締役及び取締役会に報告し、担当取締役は目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正すると共に、具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制に改善する。

d. 当社の目的、企業理念、経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内にIR担当取締役を置き、その統括の下に情報開示担当者を選任し、適時情報開示を適切に実施すると共に、IR説明会へのサポートを実施する。代表取締役社長は率先して会社のスポークスマンを務める。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. グループ各社全体の内部統制を担当する部署を総務部とし、他の内部統制主管部及びグループ各社の業務を所管する事業部と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、グループ各社に必要な指導・支援を実施し、次の各号の内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善策を指導する。

ⅰ）リスク評価と分析
ⅱ）監査体制を含む体制の整備
ⅲ）取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理
ⅳ）役職員のコンプライアンス体制
ⅴ）取締役の職務執行の効率性の確保
ⅵ）財務報告の信頼性の確保
ⅶ）内部統制のモニタリング
ⅷ）情報伝達の実効性

b. 内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
c. 担当取締役は、グループ各社の内部統制の状況について、年2回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役会は内部監査室に属する使用人の任命・異動・懲戒について、事前に人事担当取締役より報告を受けると共に、必要がある場合には、理由を付して、当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
b. 当該使用人は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、グループ全体に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

⑨前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底させる。

⑩監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑪その他監査役の監査が実効的に実施されるための体制

a. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

b. 監査役会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言を受ける機会を保障する。

⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る全社統制、業務プロセス等、内部統制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制の充実を図る。

⑬反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

a. 当社グループは社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは、一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを全ての役員、使用人に対し啓蒙活動を行うものとする。

b. 反社会的勢力による不当要求に対しては、顧問弁護士や警察等の各関係機関との連携を行い、毅然とした対応を行う。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底を図るため、入社時及び年間を通じて社員研修会を行っております。また、随時コンプライアンス委員会を開催し、問題等の把握及び報告、対策等の協議、並びに教育を致しました。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役が任命した責任者のもと、文書管理規程に従い、重要な会議及び職務権限規程に基づいて決裁した文書、その他の取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程に基づき、想定されるリスク及び発生したリスクに対応すると共に、内部監査室が年2回進捗状況をレビューしております。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、毎月1回開催され、ＩＴを積極的に活用したシステムにより迅速に月次管理会計としてデータ化し担当取締役が報告し、目標未達の要因を分析し改善への効率的な業務遂行体制を執っております。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社全体の内部統制を担当する部署が、業務を所管する部署と連携し、必要な指導・支援を行い、必要に応じて改善策を指導しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、内部監査室を設置し、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、監査役会に報告しております。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか業務執行会議等にも出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて状況を聴取しております。また、コンプライアンス委員より内部通報により収集された情報の報告を受けております。代表取締役とも定期的に連絡会を開催しております。

# 連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | | **負債の部** | |
| **流動資産** | 〔2,186,156〕 | **流動負債** | 〔2,272,148〕 |
| 現金及び預金 | 1,742,802 | 買掛金 | 58,936 |
| 売掛金 | 87,557 | 短期借入金 | 1,800,000 |
| 商品 | 20,908 | リース債務 | 52,536 |
| その他 | 334,887 | 未払法人税等 | 12,070 |
| **固定資産** | 〔3,871,362〕 | 賞与引当金 | 29,860 |
| **（有形固定資産）** | (1,638,377) | 株主優待引当金 | 22,802 |
| 建物 | 859,697 | その他 | 295,942 |
| 工具器具及び備品 | 26,175 | **固定負債** | 〔509,614〕 |
| 土地 | 518,173 | リース債務 | 204,719 |
| リース資産 | 233,868 | 役員退職慰労引当金 | 112,402 |
| その他 | 462 | 退職給付に係る負債 | 161,171 |
| **（無形固定資産）** | (6,401) | その他 | 31,321 |
| ソフトウェア | 6,401 | **負債合計** | 2,781,762 |
| **（投資その他の資産）** | (2,226,583) | **純資産の部** | |
| 投資有価証券 | 365,391 | **株主資本** | 〔3,209,384〕 |
| 長期貸付金 | 60,063 | **資本金** | 100,000 |
| 敷金及び保証金 | 1,549,197 | **資本剰余金** | 1,735,459 |
| 長期預金 | 100,000 | **利益剰余金** | 1,485,020 |
| 繰延税金資産 | 64,602 | **自己株式** | △111,095 |
| その他 | 87,328 | **その他の包括利益累計額** | 〔23,365〕 |
| | | **その他有価証券評価差額金** | 23,365 |
| | | **新株予約権** | 〔3,840〕 |
| | | **非支配株主持分** | 〔39,166〕 |
| | | **純資産合計** | 3,275,756 |
| **資産合計** | 6,057,519 | **負債純資産合計** | 6,057,519 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | 4,173,408 |
| **売上原価** | | 512,815 |
| **売上総利益** | | 3,660,593 |
| **販売費及び一般管理費** | | 5,621,272 |
| **営業損失** | | 1,960,678 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 7,410 | |
| 受取家賃 | 28,692 | |
| 受取保険料 | 3,054 | |
| 助成金収入 | 29,209 | |
| 協賛金収入 | 10,350 | |
| その他 | 14,006 | 92,722 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 6,175 | |
| 撤去費用 | 2,844 | |
| 不動産賃貸費用 | 3,924 | |
| 保険解約損 | 25,368 | |
| 店舗閉鎖損失 | 18,041 | |
| その他 | 3,454 | 59,809 |
| **経常損失** | | 1,927,765 |
| **特別利益** | | |
| 立退きに伴う受取補償金 | 118,250 | 118,250 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産廃棄損 | 5,893 | |
| 減損損失 | 491,737 | 497,631 |
| **税金等調整前当期純損失** | | 2,307,146 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 23,271 | |
| 法人税等還付税額 | △113,186 | |
| 法人税等調整額 | 151,528 | 61,613 |
| **当期純損失** | | 2,368,759 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | 513 |
| **親会社株主に帰属する当期純損失** | | 2,368,245 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2020年4月1日 期首残高 | 771,682 | 1,063,777 | 3,938,784 | △111,095 | 5,663,148 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 減資 | △671,682 | 671,682 | | | － |
| 剰余金の配当 | | | △85,518 | | △85,518 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | △2,368,245 | | △2,368,245 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △671,682 | 671,682 | △2,453,764 | － | △2,453,764 |
| 2021年3月31日 期末残高 | 100,000 | 1,735,459 | 1,485,020 | △111,095 | 3,209,384 |

| | その他の包括利益累計額 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | | | |
| 2020年4月1日 期首残高 | △12,055 | 3,840 | 43,279 | 5,698,212 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 減資 | | | | － |
| 剰余金の配当 | | | | △85,518 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | | △2,368,245 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 35,421 | | △4,113 | 31,307 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 35,421 | － | △4,113 | △2,422,456 |
| 2021年3月31日 期末残高 | 23,365 | 3,840 | 39,166 | 3,275,756 |

(注)記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　㈲銀座ルノアール

前連結会計年度末において連結子会社でありました㈱ビーアンドエムは、当連結会計年度において清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産除く）　　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　3年から41年

工具器具及び備品　3年から15年

ロ. 無形固定資産（リース資産除く）　　定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用　　定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金　　従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金　　株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

**2．表示方法の変更に関する注記**

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

**3．会計上の見積りに関する注記**

(1) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失491,737千円、固定資産2,290,280千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

各店舗の営業損益が継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合、退店の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候がある店舗については、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値の算出は、各店舗の将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、各店舗の将来キャッシュ・フローは、翌年度の事業計画を基礎としております。

ロ．主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる客数、客単価の収益予測及び人件費等の費用予測であります。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症による業績への影響が2022年３月期の一定期間継続するものと仮定しております。

ハ．翌年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　64,602千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は70,741千円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく翌期の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、翌年度の事業計画を基礎としております。

ロ．主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、各店舗の客数、客単価の収益予測及び人件費等の費用予測であります。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症による業績への影響が2022年3月期の一定期間継続するものと仮定しております。

ハ．翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　2,679,965千円

## 5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 6,252,004株 | －株 | －株 | 6,252,004株 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2020年６月26日開催の第57回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　85,518千円

・１株当たり配当額　14円

・基準日　2020年３月31日

・効力発生日　2020年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式　48,000株

## ６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金、長期貸付金は取引先の信用リスクに晒されております。

長期預金は、満期解約型定期預金（コーラブル預金）であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

借入金については短期借入金であり、主に設備投資に係る資金調達及び運転資金を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの、短期借入金に係る支払金利については、短期決済であり金利変動リスクは限定的であります。

投資有価証券については、定期的に時価の把握や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、取締役会において種類及び取引金額を決定し、財務部門にて実行、管理を行っております。当該運用状況及び結果は、定期的に社内報告を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 1,742,802 | 1,742,802 | － |
| (2) 売掛金 | 87,557 | 87,557 | － |
| (3) 投資有価証券 | 365,391 | 365,391 | － |
| (4) 敷金及び保証金 | 1,549,197 | 1,546,884 | △2,313 |
| (5) 長期預金 | 100,000 | 101,192 | 1,192 |
| 資産計 | 3,844,949 | 3,843,829 | △1,120 |
| (1) 買掛金 | 58,936 | 58,936 | － |
| (2) 短期借入金 | 1,800,000 | 1,800,000 | － |
| (3) 未払法人税等 | 12,070 | 12,070 | － |
| 負債計 | 1,871,007 | 1,871,007 | － |

(注)金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された時価情報によっております。

(4)敷金及び保証金

これらの時価は、見積将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

(5)長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

**7．賃貸等不動産に関する注記**

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**8．１株当たり情報に関する注記**

(1) １株当たり純資産額　529円22銭

(2) １株当たり当期純損失　387円70銭

**9．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**10. その他の注記**

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場　所 | 用　途 | 種　類 | 減損損失（千円） |
|---|---|---|---|
| 東京都他 | 店舗（32店舗） | 建物 | 364,138 |
| | | 工具器具及び備品 | 16,777 |
| | | 敷金及び保証金 | 110,821 |
| 計 | | | 491,737 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額491,737千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを6.9%で割引いて算定しております。

# 貸借対照表

（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | | **負債の部** | |
| **流動資産** | **〔2,143,836〕** | **流動負債** | **〔2,269,589〕** |
| 現金及び預金 | 1,702,811 | 買掛金 | 58,431 |
| 売掛金 | 86,744 | 短期借入金 | 1,800,000 |
| 商品 | 20,755 | 未払金 | 166,057 |
| 前払費用 | 168,330 | リース債務 | 52,536 |
| 未収還付法人税等 | 131,587 | 未払費用 | 92,640 |
| その他 | 33,607 | 未払法人税等 | 11,915 |
| **固定資産** | **〔3,838,792〕** | 賞与引当金 | 29,620 |
| **（有形固定資産）** | **(1,605,811)** | 株主優待引当金 | 22,802 |
| 建物 | 827,302 | その他 | 35,586 |
| 車両運搬具 | 462 | **固定負債** | **〔509,614〕** |
| 工具器具及び備品 | 26,004 | リース債務 | 204,719 |
| 土地 | 518,173 | 退職給付引当金 | 161,171 |
| リース資産 | 233,868 | 役員退職慰労引当金 | 112,402 |
| **（無形固定資産）** | **(6,401)** | その他 | 31,321 |
| ソフトウェア | 6,401 | **負債合計** | **2,779,204** |
| **（投資その他の資産）** | **(2,226,579)** | **純資産の部** | |
| 投資有価証券 | 362,839 | **株主資本** | **〔3,176,218〕** |
| 関係会社株式 | 8,552 | **資本金** | **100,000** |
| 出資金 | 240 | **資本剰余金** | **1,735,459** |
| 長期貸付金 | 60,063 | 資本準備金 | 1,062,078 |
| 長期前払費用 | 47,556 | その他資本剰余金 | 673,381 |
| 敷金及び保証金 | 1,544,197 | **利益剰余金** | **1,451,854** |
| 長期預金 | 100,000 | 利益準備金 | 88,288 |
| 保険積立金 | 38,608 | その他利益剰余金 | 1,363,565 |
| 繰延税金資産 | 64,521 | 別途積立金 | 2,351,828 |
| | | 繰越利益剰余金 | △988,263 |
| | | **自己株式** | **△111,095** |
| | | **評価・換算差額等** | **〔23,365〕** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **23,365** |
| | | **新株予約権** | **〔3,840〕** |
| | | **純資産合計** | **3,203,424** |
| **資産合計** | **5,982,628** | **負債純資産合計** | **5,982,628** |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **4,117,063** |
| **売上原価** | | **505,356** |
| **売上総利益** | | **3,611,706** |
| **販売費及び一般管理費** | | **5,563,129** |
| **営業損失** | | **1,951,422** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 11,150 | |
| 受取家賃 | 36,990 | |
| 受取保険料 | 3,054 | |
| 助成金収入 | 23,404 | |
| 協賛金収入 | 10,350 | |
| その他 | 15,564 | **100,513** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 6,175 | |
| 撤去費用 | 2,814 | |
| 不動産賃貸費用 | 12,489 | |
| 保険解約損 | 25,368 | |
| 店舗閉鎖損失 | 18,041 | |
| その他 | 2,760 | **67,650** |
| **経常損失** | | **1,918,558** |
| **特別利益** | | |
| 立退きに伴う受取補償金 | 118,250 | **118,250** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産廃棄損 | 5,893 | |
| 子会社清算損 | 5,376 | |
| 減損損失 | 491,737 | **503,007** |
| **税引前当期純損失** | | **2,303,315** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 22,642 | |
| 法人税等還付税額 | △112,858 | |
| 法人税等調整額 | 151,234 | **61,018** |
| **当期純損失** | | **2,364,333** |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2020年4月１日から 2021年3月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 2020年4月1日 期首残高 | 771,682 | 1,062,078 | 1,699 | 1,063,777 | 88,288 | 2,351,828 | 1,461,588 | 3,901,706 | △111,095 | 5,626,070 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 減資 | △671,682 | | 671,682 | 671,682 | | | | | | － |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △85,518 | △85,518 | | △85,518 |
| 当期純損失 | | | | | | | △2,364,333 | △2,364,333 | | △2,364,333 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | △671,682 | － | 671,682 | 671,682 | － | － | △2,449,852 | △2,449,852 | － | △2,449,852 |
| 2021年3月31日 期末残高 | 100,000 | 1,062,078 | 673,381 | 1,735,459 | 88,288 | 2,351,828 | △988,263 | 1,451,854 | △111,095 | 3,176,218 |

| | 評価・換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| 2020年4月1日 期首残高 | △12,055 | 3,840 | 5,617,855 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 減資 | | | － |
| 剰余金の配当 | | | △85,518 |
| 当期純損失 | | | △2,364,333 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 35,421 | | 35,421 |
| 事業年度中の変動額合計 | 35,421 | － | △2,414,431 |
| 2021年3月31日 期末残高 | 23,365 | 3,840 | 3,203,424 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

**個別注記表**

**1．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法に基づく原価法によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産除く)　定率法によっております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　3年から41年
工具器具及び備品　3年から15年

② 無形固定資産(リース資産除く)　定額法によっております。
なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金　従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

② 株主優待引当金　株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

## 2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3．会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失491,737千円、固定資産2,252,714千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「３．会計上の見積りに関する注記　(1) 固定資産の減損」の内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）　　64,521千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は70,660千円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「３．会計上の見積りに関する注記　(2) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

## 4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　2,660,616千円

(2) 関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| ①短期金銭債権 | 120千円 |
| ②長期金銭債権 | 5,750千円 |
| ③短期金銭債務 | 28,381千円 |
| ④長期金銭債務 | －千円 |

## 5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| ①営業取引 | 239,394千円 |
| ②営業取引以外の取引高 | 10,001千円 |

## 6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 143,526株 | －株 | －株 | 143,526株 |

## 7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 投資有価証券評価損 | 9,280千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 37,744千円 |
| 退職給付引当金 | 54,121千円 |
| 賞与引当金 | 9,946千円 |
| 固定資産減価償却超過額 | 281,818千円 |
| 敷金及び保証金の償却 | 106,160千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 618,347千円 |
| その他 | 20,043千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,137,463千円 |
| 評価性引当額 | △1,066,803千円 |
| 繰延税金資産合計 | 70,660千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △6,138千円 |
| 繰延税金負債合計 | △6,138千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 64,521千円 |

## 8．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円)(注)1 | 科目 | 期末残高(千円)(注)1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む) | ㈱花見煎餅(注)3 | 被所有直接19.1% | 店舗の賃借役員の兼任 | 賃借料の支払(注)2 | 3,450 | 前払費用 | 316 |
| | | | | | | 敷金及び保証金 | 5,750 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

3. 当社の代表取締役社長小宮山誠及び近親者が100%(間接保有含む)保有しております。

## ９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　523円79銭
(2) １株当たり当期純損失　387円06銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場　所 | 用　途 | 種　類 | 減損損失（千円） |
|---|---|---|---|
| 東京都他 | 店舗（32店舗） | 建物 | 364,138 |
| | | 工具器具及び備品 | 16,777 |
| | | 敷金及び保証金 | 110,821 |
| 計 | | | 491,737 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額491,737千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを6.9%で割引いて算定しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

株式会社　銀座ルノアール

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉田　英志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大屋　浩孝 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社銀座ルノアールの２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社銀座ルノアール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

株式会社　銀座ルノアール

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉田　英志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大屋　浩孝 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社銀座ルノアールの２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第５８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

株式会社　銀座ルノアール　　監査役会

常勤監査役　工　藤　俊　朗　㊞

社外監査役　中　谷　ゆかり　㊞

社外監査役　荒　　剛　史　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**議案および参考事項**

**第１号議案　定款一部変更の件**

１．提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （目　的）<br>第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.　　【省略】<br>　　【新設】<br>2. ～12.　【省略】 | （目　的）<br>第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.　　【現行通り】<br>2.　　食料品の製造・加工及び販売<br>3. ～13.　【現行通り】 |

**第２号議案　剰余金の処分の件**

今後の資本政策の柔軟な機動性を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり繰越利益剰余金を欠損填補させていただきたいと存じます。

（１）減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　2,351,828,988円

（２）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　2,351,828,988円

## 第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2017年６月28日開催の第54回定時株主総会において補欠監査役に選任されました大橋みどり氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

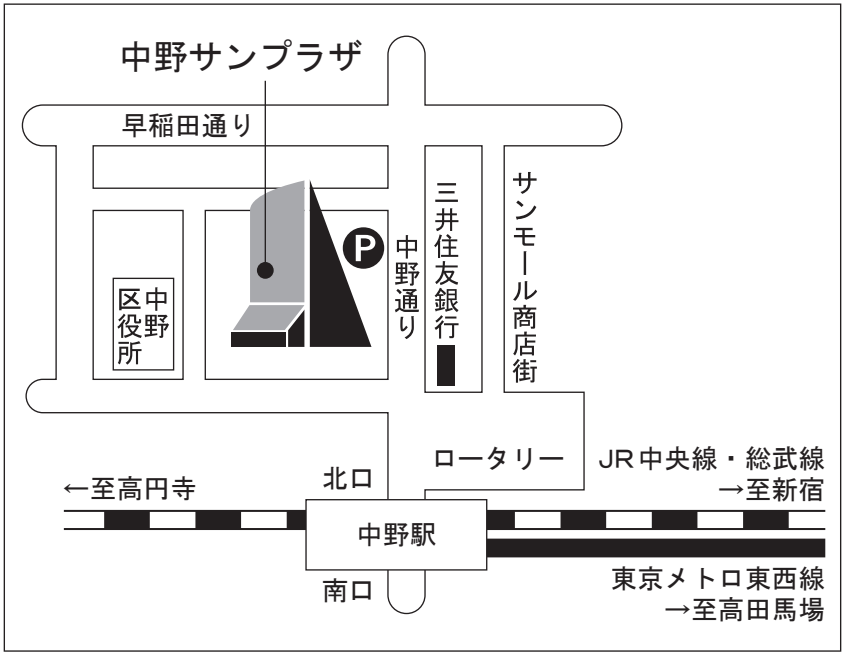
| ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略　　歴<br>（重要な兼職の状況） | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|---|---|
| おおはし<br>大橋　みどり<br>（1959年６月２日） | 2007年１月　税理士登録<br>2016年１月　大橋みどり税理士事務所設立<br>（現在に至る） | － |

（注）１．候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．大橋みどり氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．大橋みどり氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の税理士として培われた企業経営を統治する十分な知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に反映していただく事を期待したためであります。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

中野サンプラザ　13階コスモルーム
東京都中野区中野４丁目１番１号
ＴＥＬ．03－3388－1151（代）




●JR中央線・総武線中野駅北口徒歩１分
●東京メトロ東西線中野駅北口徒歩１分

＜お願い＞　会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、
上記の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。